

## 近江八幡商工会議所施設使用規定

- 第 1 条 本商工会議所（以下会議所という。）の施設並びに設備等は会議所本来の事業に支障がない限りこれを会員または会員外の者にその使用を許可することができる。
- 第 2 条 会議所の施設、設備等を使用しようとする者は、あらかじめ申込書を提出して許可を受けなければならない。
- 第 3 条 公益を害し、または施設、設備等を破損するおそれがある場合、若しくは商工会議所法第 1 章総則第 4 条及び第 2 章通則第 6 条に基づき、政治目的や会議所運営に支障が発生する可能性のある場合はその使用を許可しない。
- 申込申請者と内容が、当日使用者や使用内容と異なる場合使用は認めない。
- また、後日申込内容等に相違が判明した場合、その使用許可を取消すことができる。
- 第 4 条 使用者は別表に定める使用料を当日若しくは使用日から 1 ヶ月以内に納めなければならない。
- 第 5 条 使用中万一、建物、附属物若しくは備品等を破損し、または滅失したときはそれが何びとの行為であるかを問わず使用者においてその損害を賠償しなければならない。
- 第 6 条 使用者は施設、設備等の許可を受けた目的以外に使用し、または他人にその権利を譲渡してはならない。
- 第 7 条 使用上必要な準備等は総て使用者において行うものとし、また備え付け以外の器物等を搬入し使用しようとするときはあらかじめ会議所の許可を受けなければならない。
- 第 8 条 使用者は次の各項を守らなければならない。
- (1) 会場で粗暴な挙動をとらない。
  - (2) 建物、附属物、備品等に釘を打ち、または紙類をのり付けしないこと。
  - (3) 食事を伴う場合はあらかじめ会議所の許可を受けること。
  - (4) 灰皿の備え付けていない場所で喫煙しないこと。
- 第 9 条 使用者がその使用を終ったときは直ちに会場を原状に復し総務課職員に届出て返還しなければならない。
- 第 10 条 本規定に定めていない事項または特に使用料の減免を適当と認めるもの等の取扱いについては別に協議して定める。
- 第 11 条 本商工会議所に設置する中小企業相談所が、各種の事業を行う場合に施設、設備等を使用する場合は、基本料金の 2 分の 1 の料金を使用料として納付するものとする。
- 第 12 条 物品販売を行うために会議所利用の申込者には、その使用を許可しない。
- 第 13 条 会館内での事故には、当商工会議所は、一切責任を負いません。
- 第 14 条 土・日・祝日、夜間の貸館は当所会員に限る。
- 第 15 条 年末年始・お盆及びゴールデンウィークの休館日は貸館しない。

### 施設・設備、使用心得

1. この商工会議所会館は近江八幡商工業者の殿堂として建設されたものであり皆さんの公共物として大切にお使い下さい。
2. 建物は勿論、什器、備品は傷めないようお取扱い下さい。（殊に正面びよう風には画紙またはのり等で貼紙しない。）
3. 会場使用申込人は事前に準備に来て必要品の整備をして下さい。
4. 会場の使用後は什器、備品の後始末等原状に復し総務課職員にその旨を届け出て下さい。

使用時間の延長または引き続き同会場を他の使用者より申込がある場合は特に使用時間を厳守して下さい。お気軽に気持ちよく施設及び設備をご使用いただくために上記心得を厳守願います。尚、使用後建物、什器、備品等の破損または紛失した場合は、使用者において賠償していただきます。

物品販売、後日の勧誘等の行為はいたしません。